

国立大学法人法施行令等 6 政令の概要

国立大学法人法施行令の概要

国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) の規定に基づき、同法の施行のために必要な事項について規定する。

1 評価委員及び役員 (第 1 条 第 2 条)

- (1) 政府が、国立大学法人又は大学共同利用機関法人に対して行う出資の目的とする土地等の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定める。
- (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 (以下「国立大学法人等」という) の非常勤の理事又は監事となることができる教育公務員の範囲を定める。

2 出資の対象 (第 3 条)

国立大学法人等が出資することのできる事業を、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第 4 条第 1 項の承認を受けた者 (同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。) が実施する特定大学技術移転事業とする。

3 積立金及び国庫納付金 (第 4 条 ~ 第 7 条)

積立金の処分に係る承認の手続、国庫納付金の納付の手続等について必要な事項を定める。

4 長期借入金及び国立大学法人等債券 (第 8 条 ~ 第 21 条)

- (1) 国立大学法人等が、長期借入金をし、又は債券を発行することができる土地の取得等を、国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等及び国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等とする。
- (2) 借換えの対象となる長期借入金又は債券は、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券とする。
- (3) 長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達する資金の使途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならないこととする。
- (4) 長期借入金の借入れの認可を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定める。
- (5) 国立大学法人等債券の形式、発行の方法その他国立大学法人等債券に関し必要な事項を定める。

5 国立大学法人等を国等とみなして準用する法令 (第 22 条 ~ 第 24 条)

- (1) 船舶安全法等 (全 61 法令) については、国立大学法人等を国とみなして準用する。
- (2) 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律等 (全 19 法令) については、国立大学法人等を独立行政法人とみなして準用する。

6 権利義務の承継等に関する経過措置

- (1) 各大学共同利用機関法人に引き継がれる職員が属する旧大学共同利用機関について定める。
- (2) 国立大学法人等が国から承継しない権利及び義務並びに承継の時期を定める。
- (3) 国立大学法人等に出資があったものとされる財産等及び出資の時期等を定める。
- (4) 旧国立大学等について国に対しされた許可、承認等について、国立大学法人等に対しされた許可、承認等とみなすこととする。また、旧国立大学等について国がしている届出等について、国立大学法人等がした届出とみなすこととする。
- (5) その他所要の経過措置を定める。

7 施行期日

公布の日 (未施行の他省庁所管法に係る部分を除く。)

独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の概要

独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)の規定に基づき、同法の施行のために必要な事項について規定する。

1 評価委員の任命等(第1条)

政府が、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という)に対して行う出資の目的とする土地等の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定める。

2 他の法令の準用(第2条)

教育基本法等(全19法令)については、機構を国とみなして準用する。

3 権利義務の承継等に関する経過措置

- (1)機構が国から承継する権利及び義務並びに承継の時期を定める。
- (2)機構に出資があったものとされる財産及び出資の時期等について定める。
- (3)旧国立高等専門学校について国に対しされた許可、承認等について、機構に対しされた許可、承認とみなすこととする。また、旧国立高等専門学校について国がしている届出等について、機構がした届出等とみなすこととする。
- (4)その他所要の経過措置を定める。

4 施行期日

公布の日

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の施行に伴う経過措置に関する政令の概要

独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成15年法律第114号)の規定に基づき、同法の施行のために必要な事項について規定する。

1 権利義務の承継等に関する経過措置

- (1)独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下「機構」という)が国から承継する権利及び義務並びに承継の時期を定める。
- (2)機構に出資があったものとされる財産及び出資の時期を定める。
- (3)機構に出資があったものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定める。
- (4)旧大学評価・学位授与機構について国に対しされた許可、承認等について、機構に対しされた許可、承認とみなすこととする。また、旧大学評価・学位授与機構について国がしている届出等について、機構がした届出等とみなすこととする。
- (5)その他所要の経過措置を定める。

2 施行期日

公布の日

独立行政法人国立大学財務・経営センター法施行令の概要

独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成15年法律第115号）の規定に基づき、同法の施行のために必要な事項について規定する。

1 借換えの対象となる長期借入金又は債券（第1条）

借換えの対象となる長期借入金又は債券は、施設費貸付事業に必要な費用に充てるためにした長期借入金又は発行した債券とする。

2 長期借入金又は債券の償還期間（第2条）

長期借入金又は債券の償還期間は、当該長期借入金の借り入れ又は債券の発行により調達する資金の用途に応じて文部科学省令で定める期間を超えてはならないこととする。

3 長期借入の借入れの認可（第3条）

長期借入金の借入れの認可を受けようとするときの申請書及び添付書類の提出について定める。

4 センター債券（第4条～第13条）

センター債券の形式、発行の方法その他センター債券に関し必要な事項を定める。

5 権利義務の承継等に関する経過措置

- (1)センターが国から承継する権利及び義務並びに承継の時期を定める。
- (2)センターに出資があったものとされる財産及び出資の時期について定める。
- (3)センターに出資があったものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定める。
- (4)その他所要の経過措置を定める。

6 施行期日

公布の日

独立行政法人メディア教育開発センター法の施行に伴う 経過措置に関する政令の概要

独立行政法人メディア教育開発センター法（平成15年法律第116号）の規定に基づき、同法の施行のために必要な事項について規定する。

1 権利義務の承継等に関する経過措置

- (1)独立行政法人メディア教育開発センター（以下「センター」という）に引き継がれる職員が属する機関について定める。
- (2)センターが国から承継する権利及び義務並びに承継の時期を定める。
- (3)センターに出資があったものとされる財産及び出資の時期について定める。
- (4)センターに出資があったものとされる財産の価額の評価に関し、評価委員その他必要な事項を定める。
- (5)旧メディア教育開発センターについて国に対しされた許可、承認等について、センターに対しされた許可、承認とみなすこととする。また、旧メディア教育開発センターについて国がしている届出等について、センターがした届出等とみなすこととする。
- (6)その他所要の経過措置を定める。

2 施行期日

公布の日

国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の概要

国立大学法人法、独立行政法人国立高等専門学校機構法、独立行政法人大学評価・学位授与機構法、独立行政法人財務・経営センター法、独立行政法人メディア教育開発センター法及び国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の規定に基づき、並びに関係法律の規定に基づき、所要の規定の整備等を行う。

1 関係政令の廃止(3本)

国立学校の授業料債権等に係る納入の告知の特例に関する政令、国立学校特別会計法施行令及び国立学校設置法施行令の3政令を廃止する。

2 関係政令の一部改正(58本)

船舶安全法施行令等、58政令について所要の規定の整備を行う。

整備の内容】

- (1)国立学校が法人化されることに伴い、国の機関としての国立学校に固有の規定や、公務員としての国立学校職員に関する規定を削除する。
- (2)国立学校特別会計の廃止に伴い関係規定を削除する。
- (3)「国立学校」等の語について根拠規定を明確化する。
- (4)国立学校の設置者を、国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に改める。
- (5)国立大学法人及び大学共同利用機関法人の成立に伴い、公社や独立行政法人等についての定めを設けている政令の規定に、国立大学法人等を追加する。
- (6)国立高等専門学校等の独立行政法人化に伴い、関係規定の適用対象となる独立行政法人の範囲を定めている政令の規定に、独立行政法人国立高等専門学校機構等を追加する。
- (7)その他整備法による法改正等に伴う所要の改正を行う。

3 施行期日

平成16年4月1日